

## 1.（決済用預金の定義）

- （1） 決済用預金とは、①要求払預金（預金期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金）、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息（お客さまと当行との間で利息を付さないことを約定した場合）の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- （2） 無利息普通預金（総合口座の無利息普通預金部分を含む）は、決済用預金に該当します。

## 2.（無利息普通預金の「預金利息」に係る取扱）

- （1） 無利息普通預金には、普通預金規定第6条に基づく利息の組入れはありません。

## 普通預金規定第6条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れれます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- （2） 無利息普通預金には、総合口座取引規定第5条第1項に基づく利息の組入れはありません。

## 総合口座取引規定第5条（預金利息の支払い）

- （1） 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れれます。

## 3.（既存普通預金を無利息普通預金へ切替える場合の未払い利息の取扱）

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息の取扱には、変更はありません。

## 4.（反社会的勢力との取引拒絶）（普通預金規定第12条）

この預金口座は普通預金規定第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 普通預金規定第14条（解約等）

- （1） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申請時とした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前a.からd.に準ずる行為

## 5.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、休眠預金等活用法にもとづくこの預金口座に関する異動事由を、当行のホームページに掲載します。

## 6.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- （1） この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当行のホームページに掲載する異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日

ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- （2） 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと（当該支払停止が解除された日）

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと（当該手続きが終了した日）

④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（他の預金に係る最終異動日等）

## 7.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（上記第6条第2項において定める事由をいいます）が生じた場合には、

他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

**8. (規定の適用)**

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定

総合口座取引規定

以 上

(2019. 10. 1 現在)